



許可番号第 6620162645 号

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府大阪市淀川区田川北三丁目4番46号

氏名 有限会社アルファフォルム

代表取締役 綾 一史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 吉村 洋文



許可の年月日 平成28年12月7日

許可の有効年月日 平成33年12月6日

### 1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理

処分の方法：減容固化

産業廃棄物の種類：

- |                |        |         |
|----------------|--------|---------|
| 1. 汚泥（製紙汚泥に限る） | 3. 紙くず | 5. 繊維くず |
| 2. 廃プラスチック類    | 4. 木くず |         |

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く 以上 5 種類

処分の方法：破碎・切断

産業廃棄物の種類：

- |             |         |         |          |
|-------------|---------|---------|----------|
| 1. 廃プラスチック類 | 3. 木くず  | 5. ゴムくず | 7. ガラスくず |
| 2. 紙くず      | 4. 繊維くず | 6. 金属くず | 8. がれき類  |

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く 以上 8 種類

処分の方法：選別

産業廃棄物の種類：

- |             |         |         |          |
|-------------|---------|---------|----------|
| 1. 廃プラスチック類 | 3. 木くず  | 5. ゴムくず | 7. ガラスくず |
| 2. 紙くず      | 4. 繊維くず | 6. 金属くず | 8. がれき類  |

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く 以上 8 種類

### 2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：①減容固化施設 ②破碎・切断施設 ③選別施設

(2) 設置場所：①②③大阪市住之江区南港南1丁目1番175号

(3) 設置年月日：①平成26年3月13日 ②③平成26年3月27日

(4) 処理能力：①138t/日 ②575m<sup>3</sup>/日 ③960m<sup>3</sup>/日

(5) 許可年月日：①②平成26年1月16日

(6) 許可番号：①第405号 ②第404号

### 3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年12月7日 当初許可

平成28年12月7日 許可更新

平成29年10月2日 書換交付（申出書による書換）

平成30年6月25日 変更届出（代表者の変更）

### 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無